

秋田県告示第60号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和2年2月14日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日
令和2年2月3日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
佐修板金
湯沢市稲庭町字小沢30番地
佐藤 修一郎
秋田県知事許可（般-27）第9161号
- 3 処分の内容
屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
令和2年2月3日付けで屋根工事業及び板金工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。